

学校経営のポイント

“教育基本法の改正法案”が可決・成立

若井 彌一

平成 18 (2006) 年も、まもなく終わろうとしている。この年をふり返るとき、教育問題では、やはり教育基本法の改正法案が可決・成立したことが大きな出来事であろう。

旧法の“理念性の高さ”と憲法との一体性

教育基本法の改正法案に限ったことではないが、「法律案」は、憲法に特別の定めのある場合を除いて、衆・参両議院で可決したとき「法律」となる（憲法第 59 条第 1 項）。

11 月 16 日、衆議院で強行採決された教育基本法改正法案は、12 月 15 日、参議院本会議で与党の賛成多数で可決・成立した（以下、論述の便宜上、成立した教育基本法を「新基本法」といい、改正前のものを「旧基本法」という）。

紙面の制約上、詳細は省略せざるを得ないが、旧基本法は、その内容は理念性が高く、かつ、憲法との一体性が強い法律でもあることが特徴である。

憲法との一体性を強く意識した法律であることは、前文の「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」との書き出しと、「ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」との結びに端的に表現されている。前文だけでなく、本則の諸条項も、憲法とのつながりが強く意識されている（とくに第 1 条～第 5 条、第 8 条～第 10 条）。

このように、旧基本法の理念性の高さと憲法との一体性の強さが、制定後 59 年にも及んで改正されずにきた大きな要因であったと思われる。

新基本法は旧基本法の“発展的継承”

ところで、成立した新基本法については、「個の尊重」を重視する旧基本法から、「公の精神」の重視に転じたと強調する解説が見られる（たとえば、12 月 15 日 asahi.com:改正教育基本法が参院可決・成立 59 年ぶり初の見直し）。

このような表現も可能であろうが、新基本法の表現は、「我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び...」（前文中段）というものであり、「滅私奉公」への急転回を煽るような極端なものではない。

次に、教育の目標を規定した第 2 条のうち、第 5 項の「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」については、国民（児童・生徒、学生等）の内心の自由（憲法第 19 条、第 20 条）を侵害する危険性の有無が国会審議でもやりとりされた。

この規定を根拠として、一方的に国と郷土に忠誠心と感謝・報恩の念を強制するような教育が行われていくとするならば、たしかに由々しきことである。しかし、そのようなやり方で国と郷土を愛する心が育てられるとは考えられないし、児童・生徒等を威圧と処罰をもって臨む教育が、教育の原理に照らして是認されることもあり得ない。

審議・採決の過程に難点を有するけれども、新基本法を旧基本法と根本的に対立するベクトルととらえるのではなく、旧基本法の発展的継承をめざすベクトルととらえていく構えが建設的ではないか。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校校長併任）

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> でも掲載

●予約受付中！ ●2月刊 坂田 仰（日本女子大学）【解説】A5判 100頁・定価 1260円 教育開発研究所・刊

『新教育基本法 〈全文と解説〉』

上越教育大学附属小学校【著】B5判 215頁・定価 2520円

★好評発売中！ 『関係力～「子どもが生きる学力」への挑戦～』